

# 平成23年度入札契約制度改正について（お知らせ）

平成23年3月  
契 約 検 査 課

平成23年4月から入札契約制度を次のとおり改正します。

## 1 入札方法等一般事項に関すること

<p>(1) 制限付き一般競争入札の対象範囲の変更 制限付き一般競争入札の対象範囲を現行の設計額1,500万円以上から、2,000万円以上とします。</p>
<p>(2) 指名競争入札の対象範囲の拡大 制限付き一般競争入札の対象範囲の変更に伴い、指名競争入札の対象範囲を設計額2,000万円未満とします。</p>
<p>(3) 疑義申立制度の導入（詳細は後日ホームページに掲載します。） 入札の透明性・公正性を、より一層確保するため、疑義申立制度を導入します。</p> <p>ア. 対象工事 設計額500万円以上の入札工事案件 イ. 対象者 当該工事の応札者 ウ. 疑義申立期間 開札日の翌々日（ただし、閉庁日を除きます。）の正午まで</p>
<p>(4) 現場代理人の兼任（詳細は後日ホームページに掲載します。） 常駐義務を緩和し、次の全ての条件を満たした工事同士を1人の現場代理人が兼任することが可能となります。</p> <p>ア. 長岡市、長岡地域土地開発公社及び長岡市水道局のいずれかの発注であること イ. 当初請負金額の合計が2,500万円未満であること ウ. 兼任する工事が3件以内であること エ. 特記仕様書等により兼任不可となっていないこと</p>
<p>(5) 長岡市建設工事請負基準約款ほか関係規程の改正 次のアからカを改正し、改正した文書は後日ホームページに掲載します。（トップ &gt; 産業 &gt; 入札・契約情報 &gt; 契約関係規則等）</p> <p>ア. 長岡市建設工事請負基準約款</p> <p>① 契約書中の「甲」「乙」表記を「発注者」「受注者」へ改めます。 ② 現場代理人における工事現場への常駐義務を緩和します。 ③ 上記のほか、国及び新潟県の建設工事請負基準約款に準じた内容に改めます。</p> <p>イ. 建設工事等の入札者心得 電子入札による場合を明記します。</p> <p>ウ. 建設工事等の再入札要領 入札価格の読み上げ等要領を改正し、電子入札による場合を明記します。</p> <p>エ. 長岡市電子入札運用基準 利用者登録の手続きを改めます。</p> <p>オ. 長岡市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱 疑義申立制度の導入に伴い、対象工事の落札者等の決定に時間を要します。</p>

カ. 長岡市工事等事故報告要領

事故報告を必要とする案件に、一般的な業務委託を追加します。

(6) 関係様式の改正

長岡市建設工事請負基準約款の改正に伴い、影響があるアからキの様式を後日ホームページに掲載します。(トップ > 書式ダウンロード > 入札・契約)

ア. 工事着手届

イ. 履行保証契約(内容変更)承認願

ウ. 兼現場代理人・主任技術者変更届出書

エ. 材料確認書(立会・机上)

オ. 工事打合簿

カ. 段階確認書(立会・机上)

キ. 履行状況報告書

(7) 総合評価方式(試行)の改正(詳細は後日ホームページに掲載します。)

簡易(実績)型を、「施工実績評価型」、「施工実績・地域貢献評価型」、「地域密着型」の3方式とします。

2 その他

(1) 建設工事の設計図書の情報公表(詳細は後日ホームページに掲載します。)

市役所2階の情報公開コーナーで、次の工事設計書の情報公表を行います。

ア. 平成23年4月1日以後に入札の発注及び契約の締結をした次の工事

(ア) 設計額500万円以上の工事設計書

(イ) 設計額500万円未満の工事設計書で、既に情報公開を行ったことがあるもの

イ. 平成23年3月31日以前に入札発注した工事設計書で、既に情報公開を行ったことがあるもの

(2) 長岡市建築工事設計変更ガイドライン(試行)(詳細は後日ホームページに掲載します。)

建築工事(電気及び機械設備工事を含む。)の設計変更を行う際の発注者及び受注者の留意事項等をまとめたガイドラインを策定しました。

平成23年度に契約の締結をした工事から試行します。

(3) 工事成績評定通知の様式変更(詳細は後日ホームページに掲載します。)

これまでの工事成績の評価点は総得点のみを通知していましたが、より内容を分かり易くするため、評価項目別の点数も通知します。